

請 願 文 書 表

受付番号	第 1 1 号
受付年月日	令和 5 年 1 1 月 1 7 日
件 名	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願書
請 願 者	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>神戸市中央区 [REDACTED] 兵庫労働組合総連合 議長 成山 太志</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>丹波篠山市 [REDACTED] 丹有地域労働組合総連合 議長 中西 勝廣</p> </div> </div>
要 旨	<p>< 請願の趣旨 ></p> <p>食料品や電気・ガスなど生活必需品の値上がりが続くなか、私たち消費者だけでなく、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも深刻な打撃を与えています。物価の高騰は所得の低い人ほど影響が大きく、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。</p> <p>コロナの感染拡大が始まった 2020 年以降、世界各国は最低賃金をはじめとする賃金の引き上げによる内需拡大をすすめて、経済危機を克服してきましたが、日本は 2020 年の加重平均で 1 円の引き上げにとどまり、2023 年の改定では加重平均で 4.4% の引き上げとなりましたが、物価高には追い付いておらず、韓国よりも低い額になっているのが実態です。</p> <p>日本の最低賃金は、最も高い東京都は時給 1,113 円、兵庫県は 1,001 円で 112 円もの格差があり、最低額（893 円・岩手県）と最高額の差は 220 円（19.8%）もあります。加重平均は 1,004 円となりましたが、加重平均を上回る地方は 7 つしかありません。地域格差は一向に縮まっておらず、地方から都市部への人口流出、地域経済の疲弊の要因にもなっています。また、時給 1,001 円・月約 15 万円ではとても自立して生活することはできません。</p> <p>全国労働組合総連合（全労連）が、全国各地で行なっている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、兵庫県労働組合総連合（兵庫労連）でも同様の調査で、兵庫県内で若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に 25 万円（税込）程度の収入が必要との結果が出ています。これは、月 150 時間の労働時間で換算すると時給 1,600 円以上となります。最低賃金を全国一律 1,500 円以上の実現とともに、それを実行させるために必要な中小零細企業に対する抜本的な支援強化が何よりも求められています。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。</p> <p>労働基準法は第 1 条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第 9 条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にしています。</p> <p>よって、最低賃金の地域格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、意見書を国に提出するよう請願します。</p> <p>< 請願事項 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1、ワーキング・プアをなくすため、最低賃金を 1,500 円以上に引き上げること。 2、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。

	3、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現すること。
紹介議員	長尾 明憲
付託委員会	生活地域常任委員会